

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 土壤汚染対策法関係手数料条例

公布年月日・番号 平成21年12月24日・東京都条例第103号

1 概要

(1) 制定理由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）の施行に伴い、汚染土壌処理業の許可等の手数料に係る規定を設ける必要がある。

(2) 条例の概要

ア 手数料の名称、額及び徴収時期

- (ア) 汚染土壌処理業許可申請手数料 24万円（徴収時期は、許可申請のとき。）
- (イ) 汚染土壌処理業許可更新申請手数料 22万円（徴収時期は、更新申請のとき。）
- (ウ) 汚染土壌処理業変更許可申請手数料 22万円（徴収時期は、変更許可申請のとき。）

イ 減免

国又は地方公共団体から申請があるときは、免除

知事において特別の理由があると認めるときは、減額又は免除

ウ 不還付

既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 施行日

(1) 公布の日

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第2条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査手数料に係る部分

(2) 平成22年4月1日

(1)を除く部分

3 問い合わせ先

環境局環境改善部化学物質対策課

直通 03-5388-3467

内線 42-376